

## 今後の地域医療構想調整会議の進め方について（案）

福山・府中地域保健対策協議会事務局

### 1 公立・公的医療機関の具体的対応方針等の再検証

#### (1) 基本的な考え方（国通知）

- ① 再検証対象医療機関の具体的対応方針が、真に地域医療構想の実現に沿ったものとなっているか、地域医療構想調整会議において協議し、合意を得ること。
- ② その際、地域の実情に応じて、民間医療機関の参加も得ながら、将来を見据えた構想区域全体の医療提供体制についても議論すること。
- ③ 再検証対象医療機関でなくとも、一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当する公立・公的医療機関等の具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において改めて議論すること。

#### (2) 再検証の視点

2025年の医療機関の役割、医療機能の方向性、機能別の病床数の変動

#### (3) 対応方針

地域医療構想調整会議において、各医療機関の機能分担や病床規模等の議論を行い、再検証対象医療機関の今後の具体的対応方針について合意を得る。

#### (4) 今後の進め方

- ① 再検証対象医療機関へは、2/18開催の説明会后ヒアリングにおいて、②の視点で自院の対応方針について再検証作業を始めるよう県医療介護計画課から依頼済み。
- ② 関係者（県・調整会議事務局・市町・地域医療構想アドバイザー）で、再検証対象医療機関への現地ヒアリングを実施
- ③ 再検証対象医療機関が調整会議で説明を行い、その内容について調整会議の合意を得る。

### 2 非稼働病棟情報の共有と今後の方向性の確認

令和元年度病床機能報告（速報値）において非稼働病棟を有する病院の状況の確認を行い、必要に応じて調整会議に報告する。

### 3 地域医療介護総合確保基金を活用した病床転換・再編等の整備計画の確認

圏域内の医療機関からの申し出があった場合に、病床転換・再編等の整備計画の確認を行う。

※ 基金の活用にあつては、調整会議での確認が必須となっている。

### 4 介護医療院への転換状況の報告

圏域内の医療機関の介護医療院への転換があった場合に、調整会議で報告を行う。

### 5 外来医療計画に基づく「共同利用計画書」の記載事項の確認

外来医療計画に基づき、医療機関が新たに対象機器（CT, MRI, PET, マンモグラフィ, 放射線治療）を購入又は更新する場合に、該当医療機関が共同利用に関する計画を作成し提出、共同利用計画書の提出があった場合に、会議において確認を行う。（開催に確認する。）